

保 護 者 様

三島市教育委員会
(学校教育課)

学校給食費公会計化に伴う口座振替の手続きについて (お願い)

日頃より三島市の教育行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、三島市では、令和3年4月から、学校給食費の徴収及び管理を現在の各学校単位で行う「私会計」方式から市の予算に組み入れて行う「公会計」方式に移行します。

今まで学校給食費は学校教育に必要な諸経費と同じく、学校が指定した口座から振り替えておりましたが、公会計化により市が学校給食費を管理するため、市指定金融機関での口座振替開始のお手続きが必要となります。

なお、現在各学校で指定している金融機関と調整したところ、保護者様の同意が得られれば、学校給食費に読み替えて登録させていただきます。つきましては、同意いただける保護者様においては別紙「三島市学校給食費口座振替同意書」をご提出ください。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

記

- 1 配布書類 (1) 三島市学校給食費口座振替同意書
(2) 「学校給食費についての大切なお知らせ」
- 2 提出書類 別添「三島市学校給食費口座振替同意書」
- 3 提出期限 令和2年12月23日(水) ※期限までの提出にご協力ください。
- 4 その他 (1) 同意書は児童、生徒1人につき1枚ずつ記入し、【学校】に提出してください。
(2) 同意書の提出がない場合、又は引き落とし口座の変更をご希望の場合は学校給食費の口座振替開始の手続きを市指定金融機関窓口で行う必要があります。
(3) 上記、お手続きの期限は令和3年1月29日(金)です。口座振替開始の手続きに必要な書類は学校、各金融機関、三島市教育委員会学校教育課にあります。

【問合せ】

三島市教育委員会 学校教育課 給食指導係
住 所 三島市中央町5番5号
電話番号 055-983-2688

三島市学校給食費口座振替同意書

令和 年 月 日

三島市長 あて

私、学校給食費負担者（保護者）は、学校諸経費で口座振替されている口座から学校給食費を口座振替することに

同意します。

同意しません。（学校給食費の口座振替は金融機関窓口で手続きします。）

年 組 番

児童生徒氏名

学校給食費負担者

保護者氏名 ⑩

【注意事項】

- 1 同意書は児童、生徒1人につき1枚ずつ記入し、学校に提出してください。
- 2 学校給食費は原則、口座振替による納付となります。



学校給食費についての大切なお知らせ

～令和3年度から学校給食費の徴収は三島市が行います～

三島市教育委員会 学校教育課



三島市の学校給食費は、現在、各学校で徴収・管理を行っていますが、令和3年度から市の予算に組み込んで市長が徴収・管理する「公会計」制度となります。学校給食費を負担する保護者の皆様には、制度についてのご理解とご協力をお願いします。

☆学校給食費について

学校給食費は学校給食法第11条第2項で、保護者が負担することとなっています。その金額は、学校給食の運営に要する経費のうち、学校の設置者（＝三島市）が負担するものとして法令で定められた経費を除いた金額となっています。そのため、市では学校給食の1食当たりの単価を食材実費相当額とし、保護者の皆様にはこの金額の負担をお願いすることとしています。

1、学校給食費の金額は？

保護者の皆様にご負担いただく学校給食費の金額は、学校給食の1食当たりの単価に各学校で実施する給食の回数に乗じた額（年額）を、11期に分けて納めていただきます。

【1食当たりの学校給食費の単価（食材実費相当額）】

市立小学校 290円 ※単価は令和2年度の単価です。令和3年度改定の予定はありませんが、
市立中学校 345円 改定する場合は改めてお知らせします。

【学校給食費の年額】

1食当たりの単価 × 各学校で年間に実施する給食の回数

※年額を11期に分けます。1～10期までは定額とし、11期で端数金額を調整します。

2、学校給食費の支払いは？

学校給食費の支払いは原則、口座振替により納付していただきます。

口座振替は下記の金融機関が利用できます。

【取扱金融機関】

スルガ銀行、静岡銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、三島信用金庫、
沼津信用金庫、静岡県労働金庫、三島函南農業協同組合、ゆうちょ銀行

3、口座振替の手続きは？

「三島市口座振替開始（停止）依頼書 自動払込利用申込書兼廃止届書」を使用し、金融機関窓口でお手続きください。なお、学校給食費は市の管理となりますが、各学校が管理する校納金は学校が指定する金融機関での口座振替となりますので、必ず学校給食費の登録として、お手続きが必要になります。

4、口座振替日（納期限）と納付額は？

学校給食費の納期限は毎月末日、1ヶ年度に11回を予定しています。各月の納付額は年度当初にお知らせしますが、変更する場合がありますのでご了承ください。

- 口座振替日が、土、日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日となります。
- 口座振替日に残高不足等により口座振替が不能になった場合は、再度振替を行いません。**必ず、残高不足にならないようご注意ください。**
- 支払い期日を過ぎた場合は督促状、催告状と併せて納付書が送付されます。学校給食費は納付書にて納めていただきます。

5、入院等により学校給食を食べられない、食物アレルギー等により飲用牛乳が飲めない場合は？

事故・傷病等により、連続して5日以上（土・日・祝日を除く）、学校給食を受けないことが見込まれる場合、又は食物アレルギー等により飲用牛乳の提供を受けない場合は、通学先の学校へ連絡し（飲用牛乳停止の場合は栄養士、教員等と相談の上）、「学校給食費等減額申請書」を提出してください。届出日の翌日から起算して3日後（土・日・祝日を除く）から減額します。

【例】6月10日（木）から16（水）までの期間を入院のため学校給食を停止する場合

6/7 (月)	6/8 (火)	6/9 (水)	6/10 (木)	6/11 (金)	6/12 (土)	6/13 (日)	…6/16 (水)
【届出日】 停止を希望 する3日前	停止を希望 する2日前	停止を希望 する1日前	入院により学校給食を停止する期間 <u>(土・日・祝日を除く5日以上)</u>				

※必ず停止を希望する期間の初日の3日前までに提出してください。（食材発注の都合上、事前の申請が必要です。また、清算は年度末に行いますので、ご了承ください。）

6、学級閉鎖等により給食が食べられなかった場合は？

学級閉鎖等の理由により、3日以上連続して学校給食の提供がなかった場合は、欠食開始の3日目以降を減額します。この場合、保護者からの申請は必要ありません。学校給食費は年度末に清算します。

7、学校給食費のお支払いが困難な場合は？

市立小・中学校の児童、生徒で、一定の基準を満たす場合は、就学援助の制度があります。この制度は、学校給食費の他、学用品費等が支給されます。詳しいことは、通学先の学校、又は三島市教育委員会 学校教育課 学務係（☎055-983-2670）へお尋ねください。

記載されている内容は、規則制定や改正等により変更となる場合があります。その際には、保護者の皆様にお知らせします。市ホームページにも掲載する予定ですのでご覧ください。

学校給食費及び公会計化に関するお問い合わせは【三島市教育委員会 学校教育課】へ。

電話番号 055-983-2688 FAX 番号 055-976-2735

メールアドレス gakukyou@city.mishima.shizuoka.jp